

# 日本電気技術規格委員会設立 10周年に寄せて



原子力安全・保安院 電力安全課長 櫻田 道夫

日本電気技術規格委員会設立10周年に当たつての隨想を、ということですので、電気保安行政の立場から、個人的に感じていることを述べたいと思います。

この10年の間に、電気に関する保安規制にも大きな変化がありました。その第一が平成13年の原子力安全・保安院設立です。エネルギー行政から分離され、国民の安全の確保と環境の保全を組織目標とする保安行政に特化した行政機関の設立は、単なる組織の改変のように見えますが、そこに働く職員にとっては大きな環境変化であり、誤解を恐れずに言えば、以前の資源エネルギー庁時代と比べれば、安全優先を自然に意識できる環境になったと思います。保安院職員は、「強い使命感」、「科学的・合理的な判断」、「業務執行の透明性」、「中立性・公平性」の4つの行動規範に従って保安行政に従事することを求められています。

また、電気事業法の保安規制（原子力関係を除く）も、規制改革という政府の大きな方針の下、平成に入って以来累次にわたる改正によって、国の直接規制から事業者の自主的な保安に軸足をシフトしてきています。平成11年の改正で国による直接検査から設置者による自主検査に切り替えられたことは、そのわかりやすい一例です。

一方、近年、我が国の各産業をリードする大企業も含めて、安全や環境に関わる法令違反の事例

が続出しています。電力会社も例外ではなく、平成18年下期に発覚した水力発電所のデータ改ざんをきっかけとして、経済産業大臣による全電力会社への「発電設備の総点検」指示に発展しました。平成19年7月に電力安全課長に着任した私の最初の仕事は、この総点検を踏まえて保安規程の記載事項を充実させるための電気事業法施行規則改正でした。何故このような不適切な事案が全社において長期間発生していたのか、各社におけるコンプライアンスがどの程度機能していたのか。いずれにせよ、このような対応をしなければならなかったことは、極めて残念なことであると言わざるを得ません。

企業にせよ官庁にせよ、社会からの信頼は長年の実績の積み重ねによって得られるものであり、一度失うと回復するのは容易ではありません。昨今の多数の不祥事を目の当たりにした多くの国民は、企業というのは手を抜いたり悪いことを隠蔽したりしがちなところであるとの不信感を持っていると考えるべきでしょう。この不信感を払拭させる対策の鍵は、透明性確保の努力を継続することにあると思います。企業活動、特に国民の関心の高い安全・環境に関する問題や不祥事への対応について、情報公開はもちろんのこと、国民やマスコミに対してより積極的な情報提供やコミュニケーションの働きかけを行うこと、加えて、一方的な働きかけではなく、相手の疑問や関心事項を

聴いて誠実に答えるといった、双方向のコミュニケーション強化の姿勢が必要ではないでしょうか。電気事業法に基づく保安規程は、事業用電気工作物設置者が自ら保安活動の内容を定めて経済産業大臣に届出することが電気事業法上の義務とされているものですが、「当社は電気保安にこのような形で取り組みます」ということを自発的に定めて国民にコミットする（自ら義務づける）ものであるともいえます。設置者の皆様におかれましては、このような視点で、各社の保安規程が国民に適切と感じてもらえるようなものになっていくかどうか、この機会にご確認いただければと思います。

もう一点気になっておりますのは、安全確保の対策等について、「国が指導して欲しい、国が方向性を示して欲しい」という声が事業者の皆様からしばしば聞こえてくることです。「公」と「国(政府)」は同じではありません。もっと民間が、公

的な仕組みや事業を提案したり運営したりするようになっても良いのではないかでしょうか。企業の社会的責任という視点からも、そのような活動の強化が期待されているように思います。

日本電気技術規格委員会は、公的なルールとしての規格・基準を、民間の活動として、幅広い関係者の参加を得て、パブリックコメントのプロセスも経て審査しているものであり、民間による公的な事業の事例として評価されるべきものと考えます。本委員会におかれましては、今後とも、我が国社会の安全・安心度をより一層高めるための民間の自発的な取組として、前述の「透明性の確保」、言い換えれば国民に対する「説明責任」を果たしつつ、さらに活動を充実・強化されることを期待しています。また、本委員会に参画、支援しておられる企業の皆様には、是非、より一層積極的な支援をしていただくよう期待したいと思います。

